

- **食品循環資源等バイオマスの地域圏利活用構想の策定調査** 0→70
食品リサイクル法改正で講じたリサイクルループ等の仕組みを活用し、食品廃棄物のエネルギー利用をさらに進めるため、バイオマスの種類別の発生量と肥料・飼料等の需要量、需要家である農家の生産状況、リサイクル施設の立地状況等を全国7ブロックごとに調査し、広域圏で用途別の利用構想を策定する。

- **リサイクル・リングタウン事業費(リサイクルのわづくり事業)** 0→25
エコタウン事業等をはじめ、様々なリサイクル産業が立ち上がり全国各地で循環型社会を目指した施設の整備が進められてきたところであり、次なる展開としてこのようなりサイクル施設を活用して地域で循環させる効果的な取組を促進するため、事業者、自治体、地域住民の連携を促し、再生利用が維持・持続できるリサイクルの環の構築を支援する。

- **新循環基本計画の策定を受けた3Rの国民運動の展開** 0→69
リユース食器の導入実証実験を実施すると共に、リペア産業の全体像・課題の把握、政策として支援可能な対象を整理する。さらに、循環教育モデル校を設定し、各種マニュアル、パンフレットの整備など循環教育の支援や全国普及を図るほか、メディアを使った広報活動などを実施し、国民運動への展開を図る。

- **容器包装に係る3R推進事業費** 52→116
関係者の協働による更なる容器包装の3Rの推進のため、先進的な取組を行う事業者、消費者が自ら作成する優れたマイバッグ等の表彰、地域における容器包装廃棄物削減等のモデル事業、平成19年度から運用が始まった「容器包装廃棄物排出抑制推進員」(3R推進マイスター)の更なる活動の促進を図る。また、容器包装廃棄物の排出量自体を減らす社会システムの構築を図るため、新たに「簡易包装を積極的に選択する国民運動」の展開を図る。

○ 不法投棄撲滅運動の展開

0→50

国、地方公共団体、市民、事業者等の連携強化を図り、国民挙げての運動として不法投棄対策を推進するため、不法投棄を発生させない社会環境づくりに向けての普及啓発活動等を実施する。

○ 廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネ特会)

2, 117→2, 117

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業(新設、増設又は改造)について、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

また、工場単位で行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化・最適化する「ごみ発電ネットワーク事業」と、廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず車両で需要側の施設に輸送する「熱輸送システム事業」に対して、補助を行う。

○ 廃棄物由来バイオ燃料の戦略的利用拡大に向けた調査

0→30

廃棄物由来バイオ燃料に係る技術の現状調査や原料となる廃棄物の再生利用等の動向調査等を行い、技術特性を踏まえた戦略や安全かつ確実な利用のための基準・マニュアルを策定し、廃棄物由来バイオ燃料の本格的な利用拡大を図る。

○ 循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発(地球温暖化対策技術開発事業の一部)
(エネ特会)[競争的資金]

3, 302→3, 710の内数

従来 of 民間企業等から公募、推進する基盤的な温暖化対策技術開発の中で、今回新たに重点的に取り組むテーマのひとつとして、循環資源由来エネルギーによる高効率発電技術等の実用化に係る技術開発・実証を行うものを追加する。

○ 廃棄物処理システムにおける革新的な温室効果ガス排出抑制対策検討調査

0→50

「低炭素社会」、「循環型社会」の両方に貢献する3Rシステムを具体的に提示し、また、2050年までに温室効果ガスの排出量を半減できるようなロードマップを示すべく、市町村等への調査、モデル実証の実施等を行い、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて、中長期的に対策に取り組む体制を整備する。

(2) 家電リサイクル法、建設リサイクル法等の強化による資源に有効活用の促進

家電リサイクル法及び建設リサイクル法の見直しを行うほか、容器包装リサイクル法に基づく取組の着実な推進、使用済パソコン等の適正なリサイクルの推進を通じて、資源の有効活用を促進していく。

○ 家電リサイクル法推進事業費

43→74

家電リサイクル法の見直しを踏まえ、同法の円滑な施行のための普及・啓発を行い、使用済家電の不法投棄防止の取組を強化するとともに、2011年のアナログ放送停波へ向けたアナログテレビの円滑な廃棄や使用済家電の環境配慮型リユースの促進を含めた法の施行状況調査等を行う。

○ 建設リサイクル法推進事業費

3→44

建設リサイクル法の見直しを踏まえ、同法の円滑な施行のための普及・啓発事業を行うとともに、建設廃棄物のより一層の再資源化促進を図るため、廃石膏ボードなどの新たな特定建設資材の追加検討を行うための基礎調査を行う。

○ 改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費

73→170

改正容器包装リサイクル法の施行に必要となる、分別収集等に係るコスト、排出抑制策の進捗、プラスチック製容器包装リサイクルの高度化や再使用容器の普及に向けた環境負荷分析調査等の実態調査を実施することで、法改正の効果及び施行に係る課題を把握する。

資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品(パソコン、小形二次電池)等に関する法の施行状況の実態調査を行うとともに、同法の見直しを踏まえた円滑な施行のための普及・啓発を行い、使用済指定再資源化製品等の不法投棄防止の取組を強化する。

2. 3Rを通じた国際的な循環型社会構築の推進

(1) 3Rイニシアティブの国際的な推進

国際的な循環型社会の構築に向けては、G8サミットに向けて「ゴミゼロ国際化行動計画」の改訂を行うとともに、アジア諸国を中心として、関係する国際機関と連携した取組の支援、ビジョンの策定に向けた調査を進める。

- 3Rイニシアティブ国際推進費 120→123
3Rイニシアティブの推進について、アジア各国の3R推進のための政策対話等の実施や、アジア資源循環研究ネットワークの形成などを引き続き行うとともに、G8環境大臣会合及びG8北海道洞爺湖サミットに向けて3Rの取組をさらに充実強化する。
- ゴミゼロ国際化行動計画の見直しと実施 0→ 7
G8環境大臣会合及びG8北海道洞爺湖サミットに向けて、「ゴミゼロ国際化行動計画」を見直しとともに実施に移す。
- アジアにおける廃棄物・3R作業部会の運営 0→ 15
UNEPとWHOが事務局となる「南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム」の下に設置された廃棄物作業部会について、議長国として運営を行い、東アジアにおける3R政策対話の場としていく。
- 東アジア循環型社会ビジョン調査費 0→ 20
廃棄物を含めた循環資源の流れが、国内では完結せず国際的になっている現状を踏まえ、東アジアでの循環型社会構築に向けた基本的な考え方や目標を定めたビジョンの策定に向けた調査を行う。
- 3R推進基金(仮称)支援 0→150
国際機関に「3R推進基金」(仮称)を設立するなどにより、開発途上国、特にアジア途上国¹¹において、3R・廃棄物管理の事業を行う際の支援を行う。

(2) 廃棄物等の不法輸出入防止対策

各国との情報共有を進めながら、バーゼル条約に基づく制度運用及び水際対策を強化し、廃棄物等の不法輸出入を防止する。

○バーゼル条約対策費

12→210

有害廃棄物等の輸出入に関する施行体制の強化をさらに図るため、事前相談制度及び税関での貨物検査の体制整備を行うとともに、バーゼル法に基づく規制対象物について判断基準の明確化等を行う。

○バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討

0→ 20

バーゼル条約95年改正(以下「BAN改正」)に関する考え方の整理、BAN改正が発効した場合の影響及びこれらを踏まえた上でのBAN改正批准のメリット・デメリットを総合的に検討する。

○アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

35→ 42

我が国の経験等を踏まえたバーゼル条約実施のためのマニュアル作りを行い、アジア諸国で共有化を図る。また、ワークショップの開催やウェブサイトの拡充によるアジア各国のバーゼル条約当局間の情報交換等の推進及びアジア地域の循環資源移動に関する基礎的検討を引き続き行う。

○UNEP「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援

0→ 20

UNEPが設立した「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」のテーマである資源の効率的利用による経済成長と、経済成長に伴う環境負荷低減に関する議論の活性化に向けて貢献する。

3. 適正処理と不法投棄対策の推進

バイオマスのエネルギー利用やアスベストの無害化処理等に関する廃棄物処理技術開発、優良な処理事業者育成のための支援ツールの充実、中小事業者による電子マニフェストの利用拡大の促進などにより、適正処理と不法投棄対策を推進する。

- **産業廃棄物適正処理推進費** 51→108
支援チームの現場派遣やITの活用による事案等の情報収集・整理などに加え、新たに不法投棄撲滅運動の展開により、不法投棄対策に向けた取組の一層の推進を図る。
廃棄物の再生利用の認定に係る基準を策定するため、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物、再生利用の内容、再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の必要な要件等について調査、評価などを行う。
- **廃棄物処理等化学研究費補助金[競争的資金]** 1,261→1,861
2050年までの温室効果ガス半減の実現に向けて「バイオマス特別枠」を設置するとともに、「3R推進に係る研究」、「廃棄物系バイオマス利活用研究」、「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」、「漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に係る研究」を重点テーマに設定する。
- **産業廃棄物処理業優良化推進事業費** 56→100
優良な処理業者の育成・支援のため、排出事業者も含めた普及啓発講習会や処理事業者の研修・講習を実施する講師の養成と、排出事業者による優良事業者選択を支援するための産廃情報ネットの機能強化を行う。
- **ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業** 90→314
電子マニフェストの利用割合を平成22年度に50%へ拡大することを目指し、説明会やWeb版マニフェストの作成を通じて、中小企業者への利用促進を図るとともに、利用量増大と災害に対応できるようシステムの増強を行う。
- **石綿含有廃棄物適正処理方策検討調査費** 15→33
石綿含有産業廃棄物に関し、廃棄物の最終処分場の逼迫を踏まえ、埋立処分に代わる有効な¹³処理方策を確立し、人の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止する。

循環基本計画に基づく今後の取組の展開

今後環境省が展開する主な施策について、現行の循環基本計画に掲げる「国の取組」の類型に合わせて整理した。

(1) 自然界における物質循環の確保

・ 容器包装リサイクル法に基づくレジ袋の排出抑制

3R推進マイスターの活用等により、事業者と消費者の連携によりレジ袋等の容器包装のリデュースを促進し、化石燃料等の使用を抑制する。

・ 各種リサイクル法等に基づく再生利用の一層の推進

家電、容器包装等の各種リサイクル法や廃棄物処理法の特例制度を活用し、化石燃料や希少金属のリサイクルを推進し、それらの使用を抑制する。

・ 廃棄物発電やバイオマス利活用の更なる推進

循環型社会形成推進交付金等を活用し、自治体や事業者による高効率な廃棄物発電施設やバイオマス系廃棄物の燃料化施設（BDF化、エタノール燃料化）の整備を推進するほか、飼料化、メタン化等の実践的な再生利用手段を提示するための実証・評価を行うことにより、化石燃料等の使用を抑制する。